

用語集

【ア行】

インセンティブ

目標を達成するために企業や人等に対して行動を促すための動機付け（支援）を行うこと。

インフラ

社会的経済基盤と社会的生産基盤を形成するものの名称。（道路、橋りょう、上下水道など）

【カ行】

カバー率

市全体の人口（※）に対して、各施設及び鉄道駅からの徒歩圏内（半径 800m）、バス停からの徒歩圏内（半径 300m）に居住している人口の割合。

※子育て施設や教育施設では、年少人口（15歳未満）を、介護福祉施設では老年人口（65歳以上）を適用。

居住誘導区域

人口減少下においても、商業・医療等の生活サービス機能や公共交通が持続的に維持されるよう、一定のエリアに人口密度を維持する区域。

公示価格

国土交通省の土地鑑定委員会が毎年公示している標準地の価格。

高次の都市機能

多様なサービスを提供し、広域圏を対象としたより質の高いものを提供する機能。（例：市役所本庁舎、市立病院、市民会館、高等学校など）

コンパクト＋ネットワーク

生活に必要な商業、医療等の機能を一定の地域にコンパクトに集約し、各地域を交通などのネットワークで結ぶ考え。

【サ行】

浸水想定区域

河川の氾濫、雨水の排除ができないことによる出水などによる氾濫が起きた場合に浸水が想定される区域。

生活拠点

豊かな田園景観や山林・河川などの豊かな自然を身近に感じながら暮らすことのできる居住の場として、その生活環境を維持していく拠点。（公民館周辺）

生産年齢人口

15歳以上65歳未満の人口。

【夕行】

大規模盛土造成地

谷や沢を大規模に埋めて造成した土地や、盛土前の傾斜が大きな地盤の上に高く盛土して造成した土地。

地域拠点

身近な地域における日常生活と地域活動を支えるため、日常生活に必要なサービスを提供し、身近な地域のコミュニティを醸成する拠点。(各総合支所周辺)

低未利用地

居住、事業、その他の用途に利用されておらず、またはその利用の程度が低い土地。

都市機能

都市に必要とされる様々な働きやサービスのことで、居住、商業、業務、交通、行政、教育、福祉、医療等の諸活動によって担われるもの。

都市機能誘導区域

商業、行政、教育、文化、福祉、医療等の都市機能を担う施設を都市の拠点に維持・誘導することにより、必要なサービスをまとめたエリアで効率的に受け取ることが出来る区域。

都市拠点

市全域における市民の日常生活と多様な都市・地域活動を支えるため、商業、居住、行政等の中枢的な機能が集積し、公共交通等の利便性に優れた拠点。(市役所本庁舎周辺)

都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発及び保全する必要のある区域として指定されたもの。(美祢地域全域と秋芳地域の一部)

都市再生特別措置法

少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めた法律。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

【ナ行】

年少人口

15歳未満の人口。

【ハ行】

防災指針

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導と併せて都市の防災に関する機能を確保するための指針。

【マ行】

美祿市空家等対策計画

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進していくための計画。

美祿市観光振興計画

地域の観光政策の考え方や方向性を示した計画。

美祿市公共施設等総合管理計画

市が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画。

美祿市人口ビジョン

人口減少・少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって住みやすい環境の確保と地域の活力の維持を図るため、人口の現状と将来の展望を示したもの。

美祿市総合計画

都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向性や主な施策を定めた長期的なまちづくり計画で、市政運営の基本指針となり、全ての計画の最上位に位置付けられる計画。

美祿市地域公共交通網形成計画

人口減少等の社会情勢の変化に対応した持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、将来のまちづくりを見据えた持続可能で利便性の高い公共交通網形成に向けた取り組みを体系的に位置付け、住民・事業者・行政等の適切な役割分担のもと進めていく計画。

美祿市都市計画マスタープラン

今後の美祿市の都市計画の長期的な方向性をわかりやすく示すことで、市民等と行政が将来に向けた都市のビジョンを共有し、それぞれの役割を認識して実効性のある施策

や取り組みを積み重ね、市民や来訪者の豊かな生活や活発な経済・社会活動を実現することを目的とした計画。

美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少・少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって住みやすい環境の確保と地域の活力の維持を図るため、実現に向けた目標や施策の基本的方向を示すもの。

美祢市立地適正化計画

住宅及び生活サービス施設の立地の適正化を図るもの。都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

美祢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域に関して山口県が定める基本的な方針。

【ヤ行】

誘導施設

人口減少・超高齢社会においても、居住者の共同の福祉や利便性を増進するため、都市機能誘導区域内に維持・誘導する施設。

用途地域

都市計画区域において定める 13 種類の建築物の用途の制限を行う地域。建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ等の規制については、建築基準法の規定により行われる。（美祢地域の一部）

【ラ行】

老年人口

65 歳以上の人口。